

指定給水装置工事事業者の変更手続き一覧

指定事項の変更の届出

1 届出に必要な書類

届出事項 変更事項	共通(法人・個人)		法人のみ			個人のみ
	注1) 届出書	注2) 事業者証	登記事項証 明書(原本)	定款(写)	注3) 誓約書	住民票の 写し(原本)
事業者の氏名又は名称	●	●	●	●		●
事業者の住所	●	●	●	●		●
代表者の氏名(法人のみ)	●	●	●	●	●	
役員の氏名(法人のみ)	●		●		●	
電話番号・FAX番号	●					
事業所の名称 注4)	●					
事業所の所在地 注4)	●					

注1) 届出書は、「様式第3号 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」です。

注2) 事業者証は、当局発行の「指定給水装置工事事業者証」を返却してください。

※事業者証は「指定給水装置工事事業者更新証明書」ではなく、当局指定時または指定事項変更時にお渡ししたものになります。

注3) 誓約書は、「様式第2号 誓約書」です。

注4) 事業所の名称及び所在地は、継続的に事業をおこなっている現状が分かる書類を添付すること。

※HPの写し、事業所の全景写真(看板等で事業所であることが分かるもの)、登記事項証明書等

2 注意事項

(1)当該変更のあった日から30日以内に提出してください。

(2)届出書の変更年月日は、「変更日」を記入してください。

(3)登記事項証明書は、履歴事項全部証明書(原本)とします。

(4)定款は、余白に「原本証明」を記載してください。

☆原本証明の例

本書は原本と相違ないことを証明いたします。

〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社 〇〇水道

代表取締役 〇〇 一郎 印

(5)届けている役員が退任のみである場合は、誓約書の提出は必要ありません。

(6)個人(法人)事業者から法人(個人)事業者への変更は、指定事項の変更では申請できません。

この場合は、「個人(法人)事業者の廃止」申請をした後、「法人(個人)の新規指定」申請をしてください。

主任技術者の選任・解任・変更の届出

1 届出に必要な書類

届出事項 変更事項	共通(法人・個人)			
	注1) 選任・解任届	注2) 指定事項変更届	注3) 主任技術者免状(写)、 または主任技術者証(写)	運転免許証、マイナンバー カード等の顔写真付 き本人確認書類(写)
選任	●		●	●
解任	●			
氏名の変更		●	●	

注1) 選任・解任届は、「様式第5号 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」です。

注2) 指定事項変更届は、「様式第3号 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」です。

注3) 氏名の変更の場合は、書換え後の主任技術者免状等の写しを添付してください。

2 注意事項

(1) 主任技術者を選任または解任したときは、遅滞なく提出してください。

また、婚姻等で氏名の変更があった場合も、忘れずに届出をしてください。

(2) 主任技術者が欠けたときは、当該事由発生日から2週間以内に提出してください。